

令和 7 年 7 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和7年7月18日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 9時44分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	欠
4	佐藤幸信	欠
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

6番 田代 英毅 委員 7番 豊増 義治 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農用地利用集積等促進計画について	9件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第18条の規定による届出について	1件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 舟越 健策 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和7年7月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は9名、3番、〇〇〇〇委員、4番、〇〇〇〇委員より所用により欠席する旨の連絡がっております。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号6番〇〇〇〇委員と議席番号7番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による転用許可申請について、3件、6筆でございます。

議案第1号、番号1について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものについて3件、6筆の申請がございました。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めますが、議案第1号、番号1の案件につきましては、農業委員会等の等に関する法律第31条議事参与の制限に該当いたしますので、委員の退席を求めます。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1番委員退室)

議案第1号、番号1の案件について質疑を求めます。

何かございませんか。

よろしいですね。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1番委員入室)

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から耕作者である譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ありませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 1 号、番号 3 の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付されていることから、農地法第 3 条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第 1 号、番号 3 についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ありませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 1 号、番号 3 の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、9 件、19 筆でございます。

議案第 2 号、番号 1 から番号 9 につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは 2 ページから 4 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画につきましては、9 件、19 筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市農業委員会の意見の聴取を行うものとすることから、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、4 ページの農用地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

4 ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」「畑」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が3万2,129平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について作物名「水稻」「麦」「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が16件、3万260平方メートル、使用賃借権が3件、1,869平方メートルとなっており、総合計19件、3万2,129平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が9名、借人8名、申請枚数は9枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

7番〇〇ですけど、全然問題はないんですけど、1番についてちょっと説明があったら、お願いしたいと思います。

議長

何か事務局、説明できますか。

はい、事務局お願いします。

事務局

すいません、〇〇委員、議案第2号の番号の1の利用権設定を受ける者に関するこのどういった内容ですかね。

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

普通の貸し借りでしょうけど、法人として借りてどんなふうにしよるか、個人的な貸し借りならあれやけどちょっと毛色が変わつとるようなんでちょっとお尋ねしました。

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

11番委員

11番の〇〇ですけど私もそう思いますけど。

多分私は、〇〇委員も少し分かっておられると思いますけど、身障者とかそういう人たちに畑を貸し与えて、畑で野菜をしたものを、〇〇〇か分かりませんが、市役所の前でテント張って売られとる分じゃなかろうかと。

以上、思っております。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

計画書の中にはですね、利用内容として、野菜とか、あと花卉というかコスモスのほうを植えられるということで聞いております。

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

ありがとうございます。

ちょっと。普通のあれと違ったもので、お尋ねしましたが、よく分かりました。

はい、ありがとうございました。

議長

他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。

議案第 2 号、番号 1 から番号 9 の計画について、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、御異議なしと認め、そのように決めます。

それでは次に、報告第 1 号から報告第 2 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは 5 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、2 件、2 筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、6 ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして、1件、10筆が提出され、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

よろしいですね。

事務局のほうから何かありませんか。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和7年8月20日水曜日、午前9時30分より3階第1会議室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____